

口頭意見陳述に係る実施方法についての申立書

北海道後期高齢者医療審査会

会長 伊藤 隆道 様

平成20年7月23日

申立人氏名 甲斐 基男 ,

住所 札幌市南区〇〇

平成20年6月2日付で、請求人（代理人）が提起した審査請求に係る口頭意見陳述において、下記の申し立てを行います。

記

（1）申し立ての内容

- 1, 口頭意見陳述は公開としていただきたい
- 2, 口頭意見陳述に審査会委員の出席をいただきたい

（2）申し立ての理由

1, 私たちは、後期高齢者医療制度が様々な点で世界に類例のないお年寄りいじめの制度であり、差別医療を持ち込む制度であると思っています。

今回、私たちは、保険料仮徴収額決定処分および被保険者証交付処分、加入手続きに関する不服審査申請を行うことで、制度の不合理をただしたいと考えました。従って、不服審査請求を通して私たちの主張を多くの方に訴えたい思いで、集団申請という方法を選択しました。

事実、私たちの請求運動は多くの道民とマスコミに注目され、道内外で大きく報道されたことは周知のことです。

そのために、請求人・代理人は個人情報の公開も含めて広く訴えています。口頭意見陳述においても、公開のもとで私たちの主張を多くの方に伝え、聞いてほしいのです。

2, 先に行われた口頭意見陳述は、審査委員の参加もなく、審査会書記による意見陳述となりました。私たちは、録音機に向かってではなく、審査委員の方々に直接お話を聞いてほしいのです。

3, 不服審査請求および口頭意見陳述は、「行政不服審査法」による事は認識しています。しかし、口頭意見陳述を非公開で行うとは条文中に記載されていません。個人のプライバシー保護の問題であれば前述したように請求人・代理人ともに了承されていることです。

審査会書記による意見陳述は、第三十一条に記載されていますが、条文には「～させることができる」としており、審査会での陳述または審査委員の出席を拒んでいるものではありません。

（3）以上申し立てますが、審査会の申し立てに対する答え及び見解について文書でお示してください。なお、根拠となる法令等についてもお示してください。

以上